委　託　契　約　書　（案）

業務委託の名称

委託業務実施期間　　　自　令和５年　月　日

至　令和６年　月　日

委託料の限度額　　　円

（うち消費税及び地方消費税額　円）

成果物の納入場所　　　仕様書のとおり

　頭書業務の委託について、

　　発注者　－エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社

　　受注者　－

とし、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第１条 受注者は、頭書の委託料の限度額をもって、頭書の委託業務実施期間（以下「実施期間」という。）までに、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

２　前項の実施要領に明記されていない事項があるときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第３条　受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

２　前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

３　受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

４　前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

５　第３項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

６　受注者が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受注者が負うものとする。

（履行体制の把握）

第４条　受注者は、前条第３項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前条第４項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

２　受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

３　受注者が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受注者が負うものとする。

（実施計画等の変更等）

第５条　受注者は、実施計画書及び四半期別必要経費内訳書の変更（当該金額の相互間における２割以内の変更を除く。）をしようとするときは、変更後の実施計画書及び四半期別必要経費内訳書を発注者に提出し承認を受けなければならない。

２　発注者は、前項の変更後の実施計画書及び四半期別必要経費内訳書について遅滞なくその内容を審査し、不適当と認めたときは、受注者と協議するものとする。

３　発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査を行い、又は報告を求めることができる。

（委託業務の内容の変更等）

第６条　発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。

この場合において、実施期間又は委託料を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

２　前条第１項及び第２項の規定は、前項の場合について準用する。

３　第１項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償するものとし、その額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（実施期間の延長等）

第７条　受注者は、その責に帰することができない事由により、実施期間までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して、実施期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

２　発注者は、受注者の責に帰する事由により実施期間までに委託業務を完了することができない場合において、実施期間後に完了する見込みがあると認めたときは、その内容を審査し、損害金を付して実施期間を延長することができる。

３　前項の損害金は、委託料に対して延長日数に応じ年３．００％の割合を乗じて計算した額とする。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第８条　委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担しなければならない。

ただし、その損害が発注者の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（検査及び引き渡し）

第９条 受注者は、委託業務を完了したときは、実施期間までに成果物に添えて完了報告書を、成果物の提出日から●日以内に精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、前項の成果物、完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を受理したときは、その日から●日以内に発注者又は発注者の指定した職員により検査を行わなければならない。

３　受注者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、成果物に添えて補正完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を発注者に提出しなければならない。

４　第２項の規定は、発注者が前項の成果物、補正完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を受理した場合に準用する。

５　発注者は、第２項（第４項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、受注者にその旨を通知しなければならない。

６　前項の委託料の確定額は、委託業務に要した経費の実支出額と委託料の限度額のいずれか低い額とする。

７　受注者は、第５項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果物を発注者に引き渡さなければならない。

（委託料の支払）

第10条　受注者は、前条第７項により、成果物の引き渡しを完了したときは、発注者に対して、確定した委託料の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定により、適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

３　受注者は、発注者の責に帰すべき事由により、前項の委託料の支払いが遅れた場合には、発注者に対して遅延日数に応じ、年２．５０％の割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（概算払）

第11条　削除

（無体財産権の帰属）

第12条　委託業務について、受注者の知的活動から発生した発明等に係る知的財産権（無体財産権）は、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条を適用し、受注者に帰属する。ただし、これにより難い場合は発注者と受注者が協議のうえ、処理するものとする。

（残存物件の返還）

第13条　受注者は、委託業務の実施により生じた残存物件の返還については、成果物の引渡し前に発注者と協議の上、発注者の指示に従うものとする。

（委託料の経理及び監査）

第14条　受注者は、委託料の経理について、別に帳簿を備え、その収入・支出をその都度記録してこれを明らかにするとともに、当該収入・支出を証する証拠書類を整備保管しなければならない。

なお、当該帳簿については、受注者において、委託費経費内訳報告書を参考に、委託費の収入・支出を記録した正規の帳簿として作成し、保存するものとする。

２　受注者は、実施計画書に記載された各費目相互間の流用（当該金額の相互間における２割以内の変更を除く。）をしてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

３　発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託料の経理状況について監査し、資料の提出を求めることができる。

４　受注者は、第１項の帳簿及び証拠書類を、業務終了の年度の翌年度から５年間保管しなければならない。

（秘密の保持）

第15条　受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第16条　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３．００％の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第17条　発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、成果物の引き渡しから１年以内に受注者に対し通知することにより、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（１）履行の追完が不能であるとき。

（２）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（任意解除権）

第18条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第20条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（催告による解除権）

第19条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１）正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（２）履行期間内に完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

（３）正当な理由なく、第17条第１項の履行の追完がなされないとき。

（４）この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくはその使用人等が、不正の行為をしたとき。又は、これらの者が、発注者の行う検査若しくは監督を妨げようとしたとき。

（５）前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（催告によらない解除権）

第20条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）受注者から解約の申し出があったとき。

（２）この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

（３）受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（４）受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（５）契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（６）前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（７）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

（８）受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の損害賠償請求等）

第21条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（１）履行期間内に業務を完了することができないとき。

（２）この契約の成果物に契約不適合があるとき。

（３）第19条又は第20条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）第19条又は第20条の規定により、成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

（２）成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（２）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（３）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年３．０％の割合で計算した額とする。

（補則）

第22条　本契約に関し、前各条項に疑義を生じ、又は、各条項に規定のない事項については、発注者と受注者が協議のうえ、これを解決するものとする。

　上記契約の証しとして、本書２通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上各自１通を保有する。

令和　年　月　日

発注者

　　　　　　　受注者

（別　紙）

　委託契約に関する特約条項

第１　受注者は、委託費の経理については、委託契約書の約定等に従い、発注者が提供する実施計画書（別記様式第１）の経費積算内訳に計上した経費ごとに、受注者の財源負担による単独事業、国庫補助事業又は他の委託事業の経費等との区分経理の徹底を図ること。

第２　受注者は、当該委託費に係る収入・支出の実績を確認しうる帳簿及び証拠書類（以下「根拠資料」という。）を整備し、かつ、当該根拠資料を業務終了年度の翌年度から最低５年間必ず保存すること。

第３　受注者は、当該委託料の精算に当たっては、委託契約書に定める委託料の経理に係る帳簿等の十分な根拠資料に基づく支払実績の計数、すなわち、根拠資料により確認しうる委託料の支払実績額を精算報告書に記載し報告すること。

第４　発注者は、当該委託業務の実施状況及び当該委託料の使途その他必要な事項について、所要の調査報告を求め、又は実地に調査する場合があるものとし、この場合、受注者はこれに応じなければならないこと。

第５　当該委託料からの支出は、本委託業務の目的及び内容と直接的に関連性のあるものに限定することとし、また、各委託事業の契約書、委託費取扱要領等において指示する使途基準に従わなければならないこと。

第６　発注者は、受注者が前記第１から第５までの特約のいずれかに違反した場合には、委託料の精算日から返還の日までの日数に応じ、年３．００％の割合を乗じて得た額の違約金を付して交付した委託料の返還を求めるものとし（委託料未交付の場合にはその交付を要しないものとし）、受注者は当該返還請求又は不交付の措置に応じなければならないこと。